

高知工業高等専門学校教育改善推進室規則

制 定 平成14年 3月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第4条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校教育改善推進室（以下「推進室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は、本校の教育理念及び教育目標を達成するために必要な教育方法及び教育技術の改善・向上を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 学生課長

(委員会)

第4条 推進室に専門の事項を検討するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第5条 推進室に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。